

# 拒絶理由通知の概要とその対応

## —意見書の書き方を中心に—

日時  
平成30年3月14日(水)  
10:00~16:10 (開場9:30)

**特許庁の審査、審判を経験し、弁理士として活躍する講師のノウハウを、  
具体的事例と共に解説!**

拒絶理由通知から何を読み解くか、そして拒絶理由通知に対してどう対応して行くべきか等について、特許庁の審査、審判を経験し、弁理士として10数年間、拒絶理由通知対応に取り組んだ講師のノウハウを、具体的事例を入れて紹介していただきます。

拒絶理由通知は審査官からのお手紙であり、意見書はその返信の手紙であるというのが講師の考え方です。つまり、どのような返信の手紙を書いたら、審査官に良い印象を持ってもらえるのかを真剣に考えることが重要であるということです。

併せて拒絶理由通知後の審査官との面談の意義についても触れていただきます。

是非、この機会に多数ご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

日本弁理士会会員の皆様へ

(一財)経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。  
この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。  
この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

**講 師:** 信友国際特許事務所

所長・弁理士 (元 特許庁特許審査第四部長) **角田 芳末 氏**

**参加料:**各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員	普通会員・ 知財会員	特許ニュース・ 経済産業公報 購読者	一 般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

**場 所:**

**銀座会議室(三丁目) 2階A室**

東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル  
(東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車A12番出口  
より徒歩約2分)

## 拒絶理由通知の概要とその対応 アジェンダ

### I 拒絶理由通知の種類

- (1) 明細書の記載要件違反（特許法36条）
- (2) 成立性・新規性・進歩性（特許法29条）
- (3) 拡大先願（特許法29条の2）
- (4) その他

### II 意見書作成に対する基本的考え方

- (1) 意見書とは
- (2) 意見書作成に際して留意すべき事項
- (3) 意見書の記載形式
- (4) 意見書の具体例

最新のセミナー情報がご覧になれます  
<http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm>

経済産業調査会 セミナー

検索



最新のセミナー情報等を発信しています。是非、フォロー＆リツイートお願いします。

### 「拒絶理由通知の概要とその対応」参加申込書 (H30.3.14開催)

ご所属名・部課名		電話
		FAX
ご住所 〒		
参加者		
お名前	E-mail	
-----		
お名前	E-mail	
-----		
お名前	E-mail	
備考欄		
申込先 <b>FAX : 03-3535-4884</b> E-mail : <a href="mailto:seminar@chosakai.or.jp">seminar@chosakai.or.jp</a>		一般財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 電話 03-3535-4881

◎お申込時にいただきました個人情報につきましては、本講座の実施、運営に利用させていただくとともに、新刊書やセミナー・講演会等の各種ご案内など当会の事業活動に限って使用させていただきます。また、本講座の講師にお客様の「所属先」、「部署名(役職名)」、「氏名」等をお知らせさせていただきます。本件に関し、不都合がございましたらご連絡ください。

◎参加をキャンセルされる場合は、研修会開催日の前々日(土日祝祭日は除く)の17:00までに、必ずメールにてご連絡ください。期限内にキャンセルのご連絡がなく、当日、欠席された場合は、テキストを送付の上、参加料を全額請求させていただきます。なお、代理出席は可能です。